

令和7年11月14日

各位

HOYA株式会社

代表執行役 池田 英一郎

HOYA株式会社による会社分割に関する事前開示

(吸収分割会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書類)

HOYA株式会社（以下「吸収分割会社」という）及びHOYAアイケアリテイリング合同会社（以下「吸収分割承継会社」という）は、令和7年11月5日付吸収分割契約書に基づき吸収分割会社が吸収分割契約書に定める事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させること（以下「本件吸収分割」という）に関連し、以下のとおり事前開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第1 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

令和7年11月5日付の吸収分割契約書は別紙1「吸収分割契約書」の通りです。

第2 分割対価の相当性に関する事項（会社法第760条第4号・第5号、会社法施行規則第183条第1号ロ）

吸収分割会社は、本件吸収分割に際し、吸収分割承継会社の社員とはなりません。

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際し、吸収分割会社に対して、金銭その他の対価を何ら交付いたしません。また、吸収分割会社は、吸収分割承継会社の持分の全部を有することから相当であると判断しております。

第3 全部取得条項付種類株式の取得等に関する事項（会社法第760条第7号、会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

第4 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法第758条第5号・第6号、会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

第5 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

1. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2の通りです。

2. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第6 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号）

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 自己株式の消却

2025年5月1日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づき、資本効率の向上と発行済株式総数の減数を通じた株主利益の増進を図る観点から、2025年2月3日の取締役会決議に基づき取得した自己株式の消却を決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類 普通株式

(2) 消却する株式の総数 2,736,600株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.79%)

(3) 消却実施日 2025年5月14日

(4) 消却後の発行済株式総数 343,122,620株

2. 剰余金の配当(期末配当)

2025年5月22日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年3月31日を基準日とする剰余金の配当について決議いたしました。

(1) 基準日 2025年3月31日

(2) 1株当たり配当金 115円00銭

(3) 配当金総額 39,417百万円

(4) 効力発生日 2025年6月2日

(5) 配当原資 利益剰余金

3. 税務訴訟の判決

2025年6月、吸収分割会社は、東京地方裁判所（以下「裁判所」という）から、2013年6月に吸収分割会社が受けた移転価格税制に基づく更正処分を受けて提起していた取消訴訟に関して、2007年3月期から2011年3月期までの5事業年度に係る更正処分額のうち、法人税・地方税等約13億円を取り消すこととなる内容の判決の言い渡しを受けました。

今回の判決のうち処分の取り消しが認められなかった部分につきましては、吸収分割会社の主張と相違があるため、法令に則り、処分の取り消しを求めて控訴を提起しました。裁判所の判決の受領は、吸収分割会社の連結財務諸表に重大な影響を与えることはない見込みです。

4. 会社分割（簡易吸収分割）による日本国内の内視鏡事業の分社化

吸収分割会社は、2026年5月1日（予定）を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の日本国内の内視鏡事業を、新たに設立した吸収分割会社の完全子会社であるPENTAX Medical 合同会社（本効力発生日までに、吸収分割会社の完全子会社であるHOYA Holdings N.V.の完全子会社となる予定です。）に吸収分割により承継し（以下「本会社分割」といいます。）、分社化することを決定しました。なお、本会社分割は簡易吸収分割です。

5. 会社分割（簡易吸収分割）及び音声合成ソフトウェア事業の事業譲渡

吸収分割会社は、2025年10月27日付で、吸収分割会社の音声合成ソフトウェア事業を吸収分割会社の100%子会社であるリードスピーカー・ジャパン株式会社に承継させる吸収分割を行い、また同会社、ReadSpeaker B.V.、及びReadSpeaker Korea Co., Ltd.の株式を株式会社丸の内キャピタル（本社：東京都千代田区、社長：藤田 正敦）が管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合の特別目的会社に譲渡いたしました。

6. 自己株式の取得

2025年8月21日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び吸収分割会社定款第39条の規定に基づき、株主還元を強化するとともに、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を図る観点から、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 620万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.81%)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,000億円を上限とする
- (4) 取得期間：2025年8月22日～2026年1月21日（約定ベース）
- (5) 取得方法：投資一任契約に基づく市場買付
- (6) その他：取得予定の自己株式は、株主還元を目的に消却を予定

7. 剰余金の配当（中間配当）

2025年10月31日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年9月30日を基準日とする剰余金の配当について決議いたしました。

- (1) 基準日 2025年9月30日
- (2) 1株当たり配当金 125円00銭
- (3) 配当金総額 42,549百万円
- (4) 効力発生日 2025年11月28日
- (5) 配当原資 利益剰余金

第7 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する債務に関する判断

吸収分割承継会社の成立の日である、令和7年9月25日の貸借対照表における資産の額は1円、負債の額は0円です。また、本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産の額は29,058百万円、負債の額は18,384百万円であり、本件吸収分割後、吸収分割承継会社の債務の履行に影響を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在予想されておりません。

以上より、本件吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

2. 吸収分割会社の債務に関する判断

吸収分割会社の令和7年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は489,543百万円、負債の額は87,195百万円、純資産の額は402,348百万円です。また、本件吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社へ承継される予定の資産の額は29,058百万円、負債の額は18,384百万円であり、本件吸収分割後、吸収分割会社の債務の履行に影響を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在予想されておられません。

以上より、本件吸収分割後の吸収分割会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

上記1. 及び2. 並びに各社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社及び吸収分割会社の双方において、各社の負担する債務につき、本件吸収分割がその効力を生ずる日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

HOYA 株式会社（以下「**分割会社**」という。）及び HOYA アイケアリテイリング合同会社（以下「**承継会社**」という。）は、分割会社が本事業（第 2 条に定義する。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本吸収分割における吸収分割会社である分割会社及び吸収分割承継会社である承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号 HOYA 株式会社

住所 東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社

商号 HOYA アイケアリテイリング合同会社

住所 東京都中野区中野四丁目 10 番 2 号

第 2 条（本吸収分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、コンタクトレンズ小売事業（以下「**本事業**」という。）に関する権利義務を承継会社に対して承継させ、承継会社はこれを分割会社から承継する。

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、承継会社が分割会社から承継する資産、債務、契約、その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。承継権利義務の承継に伴う登記、登録、届出、通知その他手続に要する一切の費用は、承継会社の負担とする。
2. 承継対象権利義務のうち、その承継につき関係官庁の免許、許可、認可、承認、登録、届出等その他これらに類する行為（以下「**許認可等**」という。）を要するものについては、当該許認可等の取得を条件として、本吸収分割に際して承継する。
3. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継する債務については、全て承継会社が免責的にこれを引き受ける。なお、承継会社が分割会社から承継する債務について、

分割会社が弁済その他の負担をしたときには、分割会社は承継会社に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（分割対価）

分割会社及び承継会社は、承継会社が、本吸収分割に際し、分割会社に対して、金銭その他の対価を何ら交付しないことを確認する。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、分割会社及び承継会社が協議の上合意によりこれを変更することができる。

第6条（分割承認決議）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、業務執行社員による本契約書の承認を得て本吸収分割を行う。

第7条（本吸収分割の効力発生の前提条件）

本吸収分割は、本吸収分割の効力発生直前時点において、承継会社が本吸収分割の効力発生後に本事業を適法に営むために必要な許認可等を取得済である又は本吸収分割の効力発生直後に取得することが合理的に見込まれていることを条件として、その効力を生じるものとする。

第8条（競業避止義務の不存在）

分割会社は、本吸収分割に伴い、承継会社に対して、会社法第21条第1項に定める競業避止義務その他一切の競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更等）

本契約の締結後、本効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他必要が生じた場合は、分割会社及び承継会社は協議の上合意により、本契約に定める本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社が署名又は記名捺印
のうえ、分割会社及び承継会社が各 1 通を保有する。

2025 年 11 月 5 日

分割会社： 東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号
HOYA 株式会社
代表執行役最高経営責任者 池田 英一郎

承継会社： 東京都中野区中野四丁目 10 番 2 号
HOYA アイケアリテイリング合同会社
代表社員 HOYA 株式会社
職務執行者 竹中 彰

承継権利義務明細表

承継会社が分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日の前日終了時点（以下「基準時」という。）において分割会社に属する次に掲げる権利義務とする。

1. 承継する資産及び負債

基準時において本事業に属する一切の資産及び負債（本事業に関して保有している現金及び分割会社の承継会社に対する借入債務を含む。）並びにこれらに付随する一切の権利義務。但し、以下に掲げるものを除く。

- ① 本事業以外の事業においても使用する知的財産権（「HOYA」（これらに相当する外国語の表記を含む。）を含む商標に係る商標権を含む。）
- ② 本事業の購買及び物流に関する資産（商品在庫等を除く。）及びこれらに付随する一切の権利義務

2. 承継する契約関係

基準時時点で有効な、本事業に属する取引基本契約、業務委託基本契約、人材派遣基本契約、売買基本契約及びこれら基本契約に基づく個別契約、並びに秘密保持契約、委任契約、売買契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、サービス利用契約、保守・修理契約、業務委託契約、ライセンス契約・共同出願契約等の知的財産関連契約、顧問契約、合意書及び覚書、その他本事業に属する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務。但し、本事業に属する購買及び物流に関する契約（本事業において使用する物流拠点に関する賃貸借契約、商品発注契約（OEM契約を含む。）、倉庫配送業務に関する業務委託契約、品質管理契約を含む。）を除く。また、本吸収分割による契約の移転につき契約相手方の同意を要するものについては、当該同意の取得を条件とする。

3. 承継する許認可

基準時時点で分割会社が本事業に関して取得している一切の免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上本吸収分割に関連して承継可能なもの。但し、本事業に属する購買及び物流に関するもの（本事業において使用する物流拠点において取得している医療機器製造業登録と販売業許可を含む。）は除く。

4. 承継する雇用契約

基準時時点で本事業に主として従事する従業員（以下「**承継対象従業員**」という。）との雇用契約及び承継対象従業員に係る出向に関する契約並びにこれらに付随する一切の権利義務（承継対象従業員が、本吸収分割により承継会社が分割会社から承継する知的財産権について、基準時までに行った職務発明に係る報奨金に関連する一切の権利義務を含む。）、並びに、労働組合との労働協約

以 上

別紙 2

吸収分割承継会社の成立の日(令和7年9月25日)における貸借対照表

貸借対照表の要旨

(令和 7年9月25日現在) (単位:円)

科目		金額
資産の部	流動資産	1
	固定資産	0
	資産合計	1
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	社員資本	1
	資本金	1
	資本剰余金	0
	利益剰余金	0
	純資産合計	1
	負債・純資産合計	1